

処分事案一覧表

港湾局港湾経済課
平成27年4月16日

種 別	事 業 者	処分内容	備 考
港湾運送事業の許可取消	東京木材運輸株式会社	港湾運送事業（検量事業）の許可の取消し	

目 次

○ 審議資料	1
○ 港湾運送事業とは	3
○ 検数事業等の概要	4
○ 港湾運送事業者数	5
○ 港湾運送事業法の適用対象となる指定港について	6
○ 港湾運送事業法における運輸審議会諮問事項について	7
○ 港湾運送事業法に基づく許認可等の権限一覧	8
○ 港湾運送事業許可（免許）取消処分事例	9

審 議 資 料

1. 事業者名 東京木材運輸株式会社

2. 処 分 港湾運送事業（検量事業）の許可の取消し

3. 処分内容 同社は、平成20年8月6日に自己破産し、東京地方裁判所に破産手続開始の申請を行い、同年8月28日に同裁判所により破産手続の開始決定が為された。その後、平成21年6月23日に同裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定確定が為され、同年8月10日、法人登記簿を閉鎖されている。

港湾運送事業法第20条（事業の休廃止の届出）において、「港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。」とされており、同社は同届出を怠ったものである。

よって、同法第22条（事業の停止及び許可の取消し）「国土交通大臣は、港湾運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、3月以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。」第1号「一 この法律又はこれに基づく処分に違反したとき。」に基づき許可を取り消す。

4. 会社概要

- ・会社名： 東京木材運輸株式会社
- ・住 所： 東京都中央区月島四丁目18番1号
- ・設 立： 昭和61年1月23日
- ・資本金： 9500万円

5. 同社の港湾運送事業許可状況

- ・1種（一般港湾運送事業：いかだ条件） 昭和39年1月31日 第1001号
- ・5種（いかだ運送事業） 昭和39年1月31日 第1号
- ・8種（検量事業） 昭和61年7月1日 第36号

※ 1種及び5種は昭和61年7月1日に東港運輸株式会社より事業譲受。

6. 破産手続の経緯

- ・自己破産 平成20年8月6日
- ・破産手続開始決定 平成20年8月28日（東京地方裁判所）
- ・破産手続廃止決定確定 平成21年6月23日（東京地方裁判所）
- ・法人登記簿閉鎖 平成21年8月10日（閉鎖全部事項証明書より）

港湾運送事業法 (抄)

(事業の休廃止の届出)

第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(事業の停止及び許可の取消し)

第二十二条 国土交通大臣は、港湾運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。
- 三 第六条第二項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定に該当するに至つたとき。

港湾運送事業とは

- ①一般港湾運送事業 : 船社又は荷主の委託を受けて、船積貨物の受け渡しに併せて、船内荷役等の作業を一貫して行う事業
- ②港湾荷役事業 : 船積貨物の船舶から（へ）の積み卸し（船内荷役）及び船積貨物の上屋、野積場への搬出入、荷捌き、保管（沿岸荷役）を行う事業
- ③はしけ運送事業 : 港湾における貨物のはしけによる運送等を行う事業
- ④いかだ運送事業 : 港湾におけるいかに組んでする木材の運送及び木材の水面貯木場への搬出入、荷捌き、保管を行う事業
- ⑤検数事業 : 船積貨物の個数の計算又は受け渡しの証明を行う事業
- ⑥鑑定事業 : 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定を行う事業
- ⑦検量事業 : 船積貨物の容積又は重量の計算又は証明を行う事業

①コンテナターミナルの管理棟から作業指示等を行う様子



②ガントリークレーンによるコンテナ荷役（船内荷役）



②ストラルドキャリアによるコンテナの移動（沿岸荷役）



③船舶からはしけへ貨物を積み替える様子



④原木をいかに組んで運送中



⑤貨物の個数を計算している様子



⑥ダメージを受けた貨物の鑑定を行う様子



⑦重機の容積を計算している様子



検数事業等の概要

— 港湾運送事業法第2条 —

- 検数事業 …… 船積貨物の個数の計算又は受け渡しの証明を行う事業
- 鑑定事業 …… 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定を行う事業
- 検量事業 …… 船積貨物の容積又は重量の計算又は証明を行う事業

【検数】
貨物の個数を計算している様子



【鑑定】
ダメージを受けた貨物の鑑定を行う様子

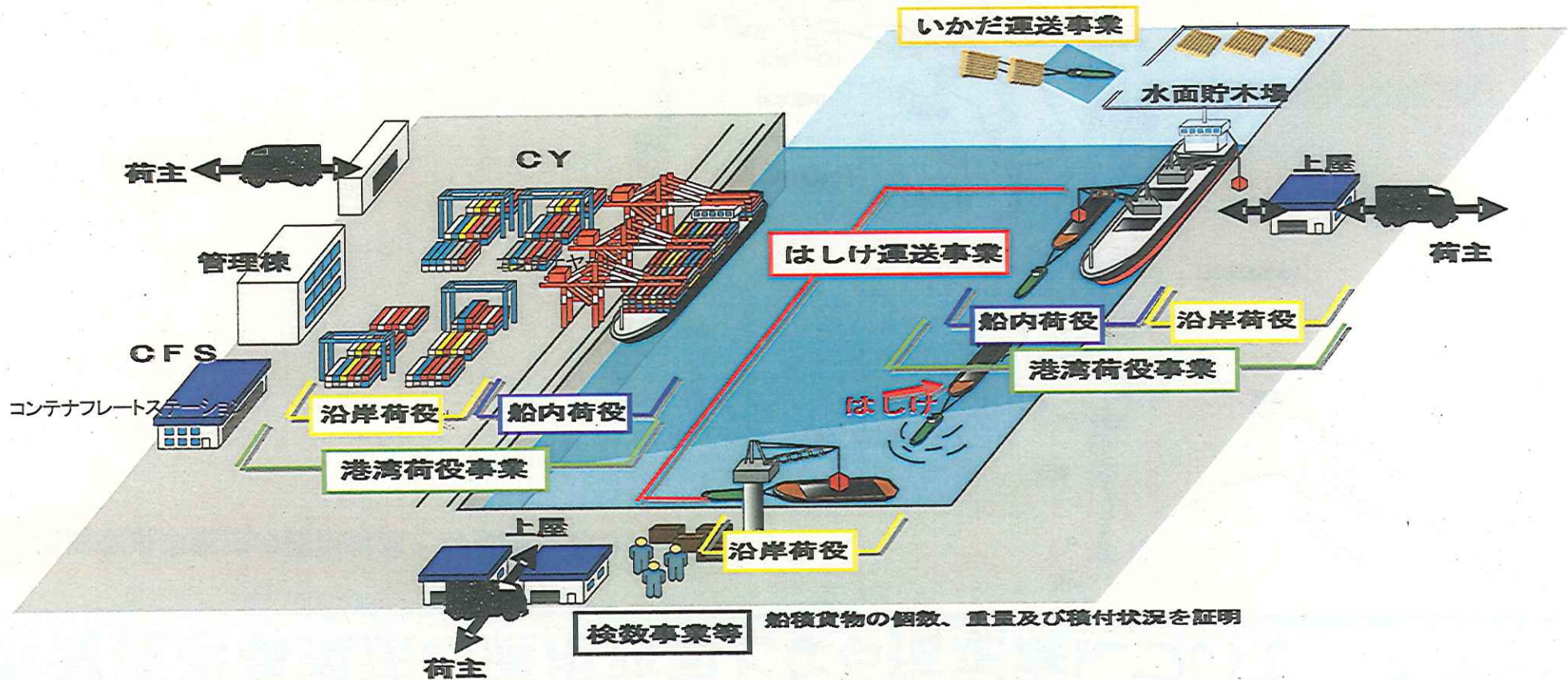


【検量】
重機の容積を計算している様子



港湾運送事業者数

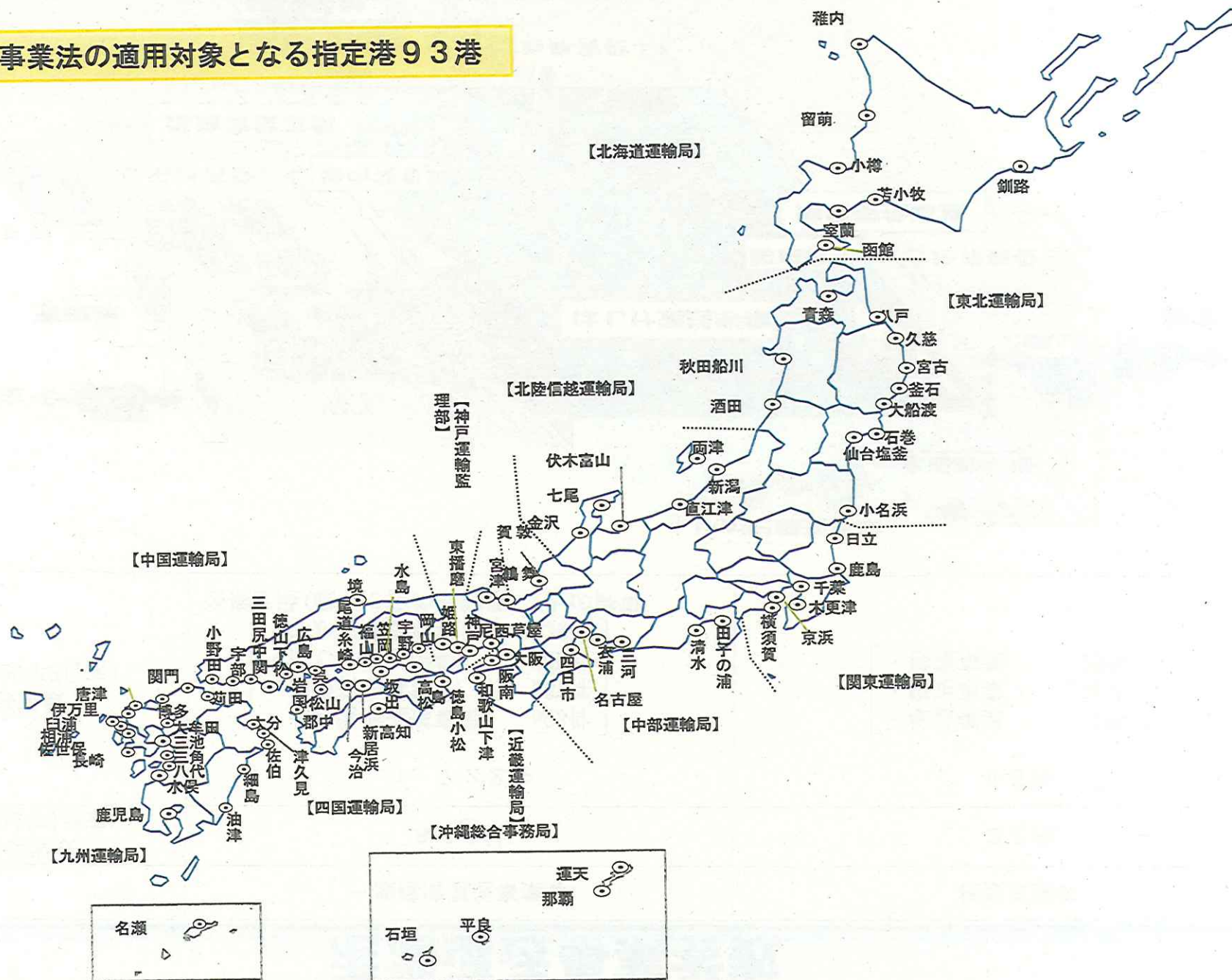
	一般港湾運送事業等	検数事業等
事業者数 (平成26年3月末)	879社	32社
許可数 (平成26年3月末)	1,722件 <ul style="list-style-type: none"> ・一般港湾運送事業 603件 ・港湾荷役事業 931件 ・はしけ運送事業 149件 ・いかだ運送事業 39件 ※指定港(政令で定める93港)ごとの許可	45件 <ul style="list-style-type: none"> ・検数事業 7件 ・鑑定事業 15件 ・検量事業 23件



検数事業等 船積貨物の個数、重量及び積付状況を証明

港湾運送事業法の適用対象となる指定港について

港湾運送事業法の適用対象となる指定港 93 港



港湾運送事業法における運輸審議会諮問事項について

諮問事項	根拠条文	一般港湾運送事業 港湾荷役事業 はしけ運送事業 いかだ運送事業	検 数 事 業 鑑 定 事 業 検 量 事 業
事業許可の取消し	第22条	地方運輸局長	国土交通大臣
事業の停止	第22条	地方運輸局長	国土交通大臣
運賃・料金の変更命令	第9条第1項	地方運輸局長	国土交通大臣

○港湾運送事業法

(職権の委任)

第30条 この法律に規定する国土交通大臣の職権の一部であつて政令で定めるものは、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）が行う。

2 次条の規定は、地方運輸局長が前項の規定により委任された国土交通大臣の職権を行う場合には、適用しない。

(運輸審議会への諮問)

第31条 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可の取消し若しくは事業の停止又は港湾運送事業における運賃及び料金に関する変更命令に関しては、運輸審議会に諮らなければならない。

○港湾運送事業法施行令

(職権の委任)

第5条 法第30条第1項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。

- 一 一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業に関する法第二章（第18条の2第1項並びに第18条の3第1項及び第2項を除く。）に規定する職権【第4条から第22条の3】
- 二 検数事業、鑑定事業及び検量事業に関する法第17条第1項及び第3項、第17条の2第2項並びに第21条（事業計画の変更に係る部分に限る。）に規定する職権
- 三 法第22条の2及び第22条の3に規定する職権
- 四 法第33条の2第2項において準用する法第9条及び第11条第1項に規定する職権

2 (略)

港湾運送事業法に基づく許認可等の権限一覧

条 項	根拠条文	処 分 権 者	
		一般港湾運送事業 港湾荷役事業 はしけ運送事業 いかだ運送事業	検数事業 鑑定事業 検量事業
事業許可	第4条	地方運輸局長	国土交通大臣
運賃料金の設定・変更届出	第9条第1項	地方運輸局長	国土交通大臣
運賃料金変更命令	第9条第2項	地方運輸局長	国土交通大臣
運送約款の設定・変更認可(注1)	第11条第1項	地方運輸局長	—
事業施設等の改善命令	第16条第6項	地方運輸局長	—
事業計画の変更認可	第17条第1項	地方運輸局長	地方運輸局長
事業計画の軽微変更届出	第17条第3項	地方運輸局長	地方運輸局長
事業計画に定める業務の確保命令	第17条の2第2項	地方運輸局長	地方運輸局長
事業の譲渡・譲受の認可	第18条第1項	地方運輸局長	国土交通大臣
法人の合併・分割の認可	第18条第2項	地方運輸局長	国土交通大臣
事業相続の認可	第18条第4項	地方運輸局長	国土交通大臣
公益命令	第18条の2第1項	国土交通大臣	国土交通大臣
公益命令による損失補償額の決定	第18条の3第2項	国土交通大臣	国土交通大臣
事業休廃止の届出	第20条第1項	地方運輸局長	国土交通大臣
事業改善命令	第21条	地方運輸局長	国土交通大臣 地方運輸局長(注2)
事業停止、許可取消し	第22条	地方運輸局長	国土交通大臣
港湾運送関連事業の届出	第22条の2第1項	—	—
港湾運送関連事業の休廃止の届出	第22条の2第2項	—	—
港湾運送関連事業の料金の届出	第22条の3第1項	—	—
港湾運送関連事業の料金の変更命令	第22条の3第2項	—	—
報告徴収	第33条第1項	国土交通大臣 地方運輸局長	国土交通大臣 地方運輸局長
立入検査	第33条第2項	国土交通大臣 地方運輸局長	国土交通大臣 地方運輸局長

(注1) 運送約款の設定・変更認可については、一般港湾運送事業のみが対象

(注2) 地方運輸局については、事業計画の変更に係る部分に限る

港湾運送事業許可(免許)取消処分事例

処分局	港湾名	事業者名	処分内容	処分年月日	取消事業	処分根拠条文	違反根拠条文	違反内容	
1	近畿海運局	大阪	畿土洋商会	免許取消	昭和43年12月27日	沿岸荷役事業	第22条 第20条、 第33条	・ 休廃止の許可取得違反(事業所閉鎖) ・ 報告義務実施違反	
2	関東海運局	京浜	正晃海運(株)	免許取消	昭和56年9月16日	はしけ運送事業	第22条	第20条第1項	・ 休廃止の許可取得違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
3	関東海運局	京浜	畿大和回漕店	免許取消	昭和57年7月3日	はしけ運送事業	第22条	第20条第1項	・ 休廃止の許可取得違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
4	関東海運局	京浜	三正海運(株)	免許取消	昭和61年10月7日	はしけ運送事業	第22条	第20条第1項	・ 休廃止の許可取得違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
5	九州海運局	関門	(株)山協海運	免許取消	昭和57年10月12日	はしけ運送事業	第22条	第20条第1項	・ 休廃止の許可取得違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
6	近畿海運局	大阪	亀頭組	免許取消	昭和57年9月21日	沿岸荷役事業	第22条	第17条の2第1項、 第20条、 第33条第1項	・ 事業計画業務確保違反 ・ 休廃止の許可取得違反 ・ 報告義務実施違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
7	近畿海運局	大阪	畿三宅組	免許取消	昭和60年8月8日	いかに運送事業	第22条	第12条、第17条、 第17条の2、 第20条、第33条	・ 運賃、料金、約款揭示違反 ・ 事業計画変更認可取得違反 ・ 事業計画業務確保違反 ・ 休廃止の許可取得違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
8	中国運輸局	広島	(株)港運組	免許取消	平成15年2月25日	港湾荷役事業(沿岸限定) いかに運送事業	第22条	第20条第1項	・ 休廃止の許可取得違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
9	神戸運輸監理部	神戸	港栄運輸作業(株)	許可取消	平成16年11月24日	港湾荷役事業(沿岸限定)	第22条	第22条の2第5項	・ 休廃止の届出違反(代表者失踪)
10	近畿運輸局	大阪	翠原運輸機工(株)	許可取消	平成19年3月29日	一般港湾運送事業 港湾荷役事業(沿岸限定)	第22条	第20条	・ 休廃止の届出違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
11	近畿運輸局	大阪	阪上港運(株)	許可取消	平成19年3月29日	一般港湾運送事業 いかに運送事業	第22条	第20条	・ 休廃止の届出違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
12	近畿運輸局	大阪	大正物流倉庫(株)	許可取消	平成19年3月29日	港湾荷役事業	第22条	第20条	・ 休廃止の届出違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
13	近畿運輸局	大阪	(株)谷口曳船	許可取消	平成19年3月29日	はしけ運送事業	第22条	第20条	・ 休廃止の届出違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
14	近畿運輸局	大阪	津田鋼材(株)	許可取消	平成19年3月29日	港湾荷役事業(沿岸限定)	第22条	第20条	・ 休廃止の届出違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
15	近畿運輸局	大阪	阪神海運(株)	許可取消	平成19年3月29日	はしけ運送事業	第22条	第20条	・ 休廃止の届出違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)
16	近畿運輸局	和歌山	(株)有田港運	許可取消	平成19年3月29日	港湾荷役事業(沿岸限定)	第22条	第20条	・ 休廃止の届出違反(事業計画上の事業所非存在、事業者所在不明)

港湾運送事業法（抄）

(H. 12. 10. 30以前)

(運賃、料金及び港湾運送約款の揭示)

第十二条 港湾運送事業者は、第九条第一項及び前条第一項の規定により認可を受けた運賃、料金及び港湾運送約款を営業所において利用者の見易いように揭示しなければならない。

(事業計画の変更)

第十七条 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りではない。

2～3 (略)

(事業計画に定める業務の確保)

第十七条の二 港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 (略)

(事業の休廃止の許可等)

第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定める手続きにより、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2～5 (略)

(事業の停止及び免許の取消)

第二十二条 運輸大臣は、港湾運送事業者が左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の免許を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこれに基く処分に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。
- 三 (略)

(報告徴収等)

第三十三条 運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、港湾運送事業者又は港湾運送関連事業者に、はしけの使用その他事業に関し報告をさせることができる。

2～4 (略)

港湾運送事業法（抄）

(H. 12. 11. 1~H. 18. 5. 14)

（事業の休廃止の許可等）

第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

（事業の停止及び免許の取消）

第二十二条 国土交通大臣は、港湾運送事業者が左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の免許を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこれに基く処分に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。
- 三 （略）

（特定港湾における一般港湾運送事業等）

第二十二條の二 （略）

2～4 （略）

5 特定港湾一般港湾運送事業者等は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

6～8 （略）

○ 別表三（特定港湾）

（都道府県）	（港 湾）
千 葉	千葉
東 京	京 浜
神奈川	
静 岡	清 水
愛 知	名 古 屋
三 重	四 日 市
大 阪	大 阪
兵 庫	神 戸
山 口	関 門
福 岡	
福 岡	
	博 多

港 湾 運 送 事 業 法 (抄)

(H. 18. 5. 15以降)

(事業の休廃止の届出)

第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(事業の停止及び許可の取消し)

第二十二条 国土交通大臣は、港湾運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。
- 三 第六条第二項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定に該当するに至つたとき。